

レンタル約款及びレンタル取引誓約書

(ご利用前に必ずお読みください。)

賃借人(以下「甲」という)は、本約款に記載する全条件を承諾の上、タキモトビル株式会社(以下「乙」という)との間で動産賃貸借及びこれに基づくサービス(以下、総称して「レンタル」という。)の契約を結ぶものとする。

- 1 レンタル物件を使用するために甲は必要な技能、知見を有した者でありレンタル物件を適切に使用、管理します。
- 2 レンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返却日(レンタル終了日)までとし、レンタル期間の延長については、返却予定日の前日までに乙の承諾を必要とします。レンタル期間の短縮等によるレンタル料の払戻しは、事由の如何を問わず出来ません。
- 3 レンタル料とは、物件の「賃貸借料」を指し、レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、当該期間のレンタル料を支払わなければなりません。
- 4 乙は、物件の引渡時点において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性または甲の使用目的への適合性については担保しません。
- 5 甲は、レンタル期間中の物件の使用・維持管理に必要な消耗品、費用を負担します。
- 6 甲は、乙の事前の書面による承諾なしに、次の行為をできません。
 - ・レンタル物件の改造、加工、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転、第三者に使用させること。
 - ・レンタル契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- 7 商品に構造上の欠陥があり修理しても甲の使用目的を達成できない場合、乙は同種同等の代替品に交換、もしくはレンタル料の払戻しをもって一切の責任を免れるものとします。また、甲に生じた使用目的を達しない等の損害については一切責任を負いません。
- 8 レンタル物件の引渡から物件の返還までに生じたレンタル物件の盗難、毀損、滅失等は甲の責任とし、甲は乙に対してレンタル料全額に加え、乙が算定した代替物件の購入代価または修理代を支払います。また、修理等によりレンタル物件が使用できない期間の逸失利益分も支払います。
- 9 甲がレンタル物件を使用するにあたり、甲の使用上の不注意によって生じた損害については、乙は一切の責任を負いません。
- 10 甲が本約款の条項の1つにでも違反した場合、乙は特段の通知、催告なしでこの契約を解除する事が出来るものとします。この場合、甲は直ちに商品を返還しなければならず、契約が解除された場合であっても乙が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金が発生します。
- 11 甲は、レンタル物件の返還が遅延したときは、返還期限の翌日から実際に物件が乙に返還された日までのレンタル料金の1.2倍の金員を使用相当損害金として支払います。また、催告期限までに甲がレンタル商品を返還しなかった場合、乙は甲に対し、使用相当損害金に加え、レンタル商品の代価を請求出来るものとします。
- 12 甲は、レンタル料の支払いを怠ったとき、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。
- 13 レンタル期間を延長する場合、レンタル期間終了の前日までに必ず乙の承諾を受けなければなりません。当該レンタル物件に別の予約が入っている場合等はレンタル期間を延長することは出来ません。
- 14 甲は、レンタル契約締結日において、暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる者に該当しないことを確約します。
- 15 レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本店を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 16 申込書及び誓約書に記入された甲の個人情報(氏名・住所・連絡先・本人確認書類のコピー)を古物営業法に基づき乙が収集し管理するものとします。また、乙は、甲の個人情報を個人情報保護法その他の法令に基づき認められる場合のほか、警察署からの開示請求があった場合に提供するものとします。

■上記、レンタル約款及びレンタル取引誓約書を熟読し、了承致した証として、署名致します。

年 月 日

住所：

氏名：